

東海市 子ども計画の 策定に向けて

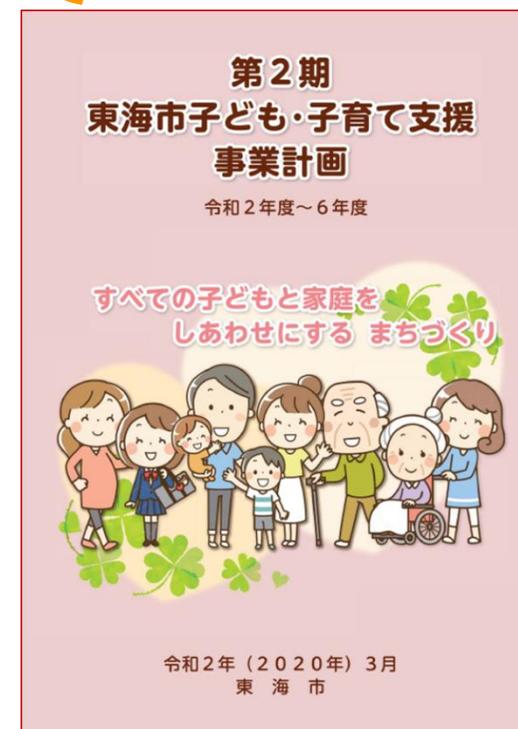
令和6年2月1日



東海市こども計画の策定に向けて

1 子ども・子育て支援事業計画について

- ・本計画は、**子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務）**
- ・教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。（計画期間：令和2～6年度）



2 「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」

子ども・子育て支援事業計画	こども計画
<ul style="list-style-type: none">・ 子ども・子育て支援事業計画・ 次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none">・ 子ども・子育て支援事業計画・ 次世代育成支援行動計画 (新規)・ 子どもの貧困対策推進計画・ 子ども・若者計画・ 少子化社会対策計画

3 こども基本法について

「基本理念」

- ・ 令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。

3 こども基本法について

こども施策に関する大綱（こども大綱） 【こども基本法第9条に規定】

- ・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
- ・ 「こども大綱」は令和5年11月に答申議論、12月22日に閣議決定

こども計画の策定 【こども基本法第10条に規定】

- ・ 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・ こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画

3 こども基本法について

こども等の意見の反映 【こども基本法第11条に規定】

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

(国の取り組み)

小学生年代から20代のこども・若者・子育て当事者などから意見を聴取

- ・ こども若者いけんの会
- ・ 公聴会
- ・ パブリックコメント
- ・ **いけんぷらす**
- ・ こども団体・若者団体ヒアリング など

登録受付中
小学生～20代のみならず！
こども家庭庁
こども若者★いけんぷらす

こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる。新しい取組をスタートします。

この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集！

対象
2023年4月時点で小学生～20代までのこども・若者のみならず
(1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

登録
▼くわしい案内・登録はコチラから

※こども家庭庁ホームページ内のフォームから登録いただけます。
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>

4 こども関連3大綱の課題認識

少子化社会対策大綱（2020年5月29日～）

- ・少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている、健康上の理由など
- ・少子化を「既婚者の問題」「女性やこどもの問題」とするのではなく、**わが国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題**であることを社会全体で認識する必要がある
- ・一方、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーをあたえたりするものではなく、**「こどもまんなか」の考え方**の下で、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を**真ん中に据えていくことが求められる**とされている。

4 こども関連3大綱の課題認識

子供・若者育成支援推進大綱（2021年4月～）

- ・社会全体の状況として、こどもの自殺等の生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引き下げ等への円滑な対応など
- ・こども・若者が過ごす場所の状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった**家庭をめぐる課題**、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった**学校をめぐる課題**、つながりの希薄化といった**地域社会をめぐる課題**、インターネット利用拡大といった**情報通信環境をめぐる課題**、ニートなどの**就業をめぐる課題**が指摘されている。

4 こども関連3大綱の課題認識

子供の貧困対策の推進に関する大綱（2019年11月～）

- ・現場には今なお**支援を必要とするこどもや家族が多く存在**し、その状況は依然として厳しいこと、特に、**教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合**等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く、さらなる施策の充実が必要であるとされている。

※子どもの貧困にかかわる新たな動向

- ・政府は家族の介護や世話に追われる「ヤングケアラー」の支援を2024年の通常国会に関連法案を提出し法制化する動きがあるという報道がありました。引きこもり支援などを推進する「子ども・若者育成支援推進法」（09年成立）を改正し、国や自治体が支援に努める対象にヤングケアラーを加えるとのこと。

5 こども大綱

「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

～全てのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる社会～

- ・全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

5 こども大綱

こども施策に関する基本的な方針 全体（6本の柱）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

5 こども大綱

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、**生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。**「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて**意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが**、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなはこども・若者の最善の利益を実現する観点から**こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。**
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて**必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ**、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、**ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく**。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる**多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ること**を通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を**誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。**

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、**社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。**
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、**それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。**共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、**男性の家事や子育てへの参画を促進する。**

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- **こども・若者が権利の主体**であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援）
- **こどもの貧困対策**（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- **児童虐待防止対策と社会的養護の推進**及び**ヤングケアラーへの支援**（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- **こども・若者の自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの**切れ目ない保健・医療の確保**
 - ・こどもの誕生前から幼児期までの**こどもの成長の保障と遊びの充実**

2 ライフステージ別の重要事項

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・**居場所づくり**
- ・**小児医療体制、心身の健康等についての情報提供**や**こころのケアの充実**
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・**いじめ防止** ・**不登校のこどもへの支援** ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

2 ライフステージ別の重要事項

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ **就労支援、雇用と経済的基盤の安定**
- ・ **結婚**を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する**相談体制の充実**

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する**経済的負担の軽減** ○**地域子育て支援、家庭教育支援**
- 共働き・共育ての推進**、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援**